

藤沢市国民健康保険条例の一部改正について

子ども・子育て支援金制度は、子育て世帯に対する支援（給付）の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体でささえ合う仕組みであり、支援金は少子化対策促進のため、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などの取組の財源として活用されます。

令和8年度からこの支援金について医療保険の保険料とあわせて負担いただくこととなるため、国民健康保険の賦課算定、軽減等に係る規定を整備するものです。

1 主な改正点

(1) 子ども・子育て支援金分の定義(第9条の2、第10条)

医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に加え、子ども・子育て支援金分を規定します。

(2) 子ども・子育て支援金分の賦課方法等の定義

子ども・子育て支援金分は、他の保険料賦課と同様に所得割、均等割、平等割により算定します。

受益と負担の関係から子ども・子育て支援金分のみ、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額を全額減額します。

また、低所得、未就学、産前産後等の軽減についても他の保険料賦課と同様に適用します。

ア 賦課総額(第14条の6の2)

イ 賦課額(第14条の6の3)

ウ 所得割額の算定(第14条の6の4)

エ 保険料率(第14条の6の5)

オ 賦課限度額(第14条の6の6)

カ 18歳未満被保険者の被保険者均等割額の減額(第14条の6の7)

(3) 応能・応益負担割合の変更(第13条、第14条の2の4、第14条の5、第14条の6の5)

子ども・子育て支援金分の保険料負担の増加に伴い応能・応益の負担割合を見直し、所得割、均等割、平等割の比率を58：31：11に改正します。

2 施行期日

令和8年4月1日

(福祉部保険年金課)